

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年5月30日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300208号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400006号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成3年12月31日)及び取得年月日(平成4年6月1日)の記録を取り消し、平成3年12月から平成4年5月までの期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成3年12月31日から平成4年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年12月31日から平成4年6月1日まで

私は、A社に平成3年5月23日から平成5年11月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録がない。請求期間について、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者に係る雇用保険被保険者の記録によると、請求者は、請求期間を含む平成3年5月23日から平成5年11月30日までの期間、A社において継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、請求者は、同社における厚生年金保険被保険者資格を平成3年12月31日に喪失し、平成4年6月1日に当該資格を再取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、平成4年6月1日に、請求者を含む50人が厚生年金保険被保険者資格を新規取得又は再取得しており、当該資格取得の処理は、同月4日に行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において、上記新規資格取得及び再取得処理が行われた日より後の平成4年6月8日に、請求者を含む44人に係る平成3

年12月31日の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が、遡及して行われていることが確認できる上、当初、平成4年1月13日から同年3月23日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した10人が、同年6月8日にそれぞれの資格取得年月日に遡及して資格取得の取消処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、上記遡及資格喪失処理及び資格取得取消処理が行われた54人の雇用保険被保険者の記録によると、上記請求者を含む44人の遡及資格喪失が処理された期間及び上記10人の資格取得が取消処理された期間において、全員がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記54人のうちA社の現在の代表取締役、請求期間当時の代表取締役及び複数の同僚は、請求期間当時の同社の経営状況はあまりよくなかった旨回答又は陳述しており、当該同僚のうち一人は給料の遅配があった旨回答している。

加えて、上記複数の同僚のうち、請求期間当時にA社の管理職であったとする者は、同社が社会保険料を滞納していたため、上司が社会保険事務所（当時）の職員と相談し、社員全員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたと聞いたことから、自分の記録が取り消された期間に在籍していた従業員の記録は皆取り消されたはずである旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、平成4年6月1日に被保険者資格を再取得する合理的な理由はなく、当該被保険者資格の喪失及び再取得に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失年月日（平成3年12月31日）及び資格取得年月日（平成4年6月1日）の記録を取り消すことが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成3年11月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300193号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年10月1日から平成14年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている請求期間の厚生年金保険料納付額とA社が発行した給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が相違しているため、正しい記録に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書、A社から提出された請求者の賃金台帳及び同社の回答により、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者の賃金台帳により、請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

したがって、請求期間は厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらない

め、厚生年金特例法による標準報酬月額 of 訂正は認められない。